

平成29(2017)年度 奨学金等 制度ガイド

奨学金制度・就学支援金制度とは

奨学金制度とは、進学に必要な能力と意欲をもつ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう経済的に支援していく制度です。奨学金には、給付型、貸与型など様々な制度（P2～P3参照）があります。

就学支援金制度とは、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。また、大阪府では、高等学校等就学支援金（国）と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（府）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。（P4参照）

奨学金等制度説明会を開催します

高等学校等へ進学を希望される生徒及び保護者の方を対象とした奨学金等制度説明会・相談会を次の日程で開催します。説明会では、各種奨学金制度の情報提供や就学支援金制度について説明をします。

説明会終了後、個別相談を行います。

申込みは不要です。各回とも内容は同じですので、ご都合のよい会場に参加してください。
(受付は開始時間の30分前から行います。)

手話通訳等が必要な方は、実施日の1ヶ月前までに下記問合せ先にご連絡ください。

奨学金等制度説明会・相談会 日程

回	実施日	開催時間	会場	回	実施日	開催時間	会場
1	8/27(日)	12～13時	東住吉区役所（3階会議室） 1 東住吉区東田辺1-13-4	13	9/7(木)	14～15時	東成区民センター（集会室601・602） 東成区大今里西3-2-17
2			天王寺区民センター（第2・3会議室） 天王寺区生玉寺町7-57				旭区民センター（集会室1） 旭区中宮1-11-14
3	8/29(火)	14～15時	此花区民ホール（第4会議室） 此花区四貫島1-1-18	15	9/8(金)	19～20時	城東区民センター（大会議室1・2） 城東区中央3-5-45
4			福島区民センター（301・302会議室） 福島区吉野3-17-23				阿倍野区民センター（集会室1） 阿倍野区阿倍野筋4-19-118
5	8/30(水)	14～15時	都島区民センター（会議室3・4） 都島区中野町2-16-25	17	9/12(火)	19～20時	生野区民センター（301会議室） 生野区勝山北3-13-30
6			住之江会館（大会議室） 住之江区南加賀屋3-1-20				西淀川区民会館（第1・2会議室） 西淀川区大和田2-5-7
7	8/31(木)	14～15時	浪速区民センター（第7～9会議室） 浪速区稻荷2-4-3	19	9/14(木)	14～15時	大正会館（第4・5会議室） 大正区千島2-6-15
8			西区民センター（第4会議室） 西区北堀江4-2-7				淀川区民センター（第1会議室） 淀川区野中南2-1-5
9	9/1(金)	19～20時	鶴見区民センター（小ホール） 鶴見区横堤5-3-15	21	9/20(水)	19～20時	中央区民センター（第2・3会議室） 中央区久太郎町1-2-27
10			住吉区民センター（小ホール） 住吉区南住吉3-15-56				北区民センター（第1・2会議室） 北区扇町2-1-27
11	9/2(土)	13～14時	港区民センター（椿） 港区弁天2-1-5	23	9/22(金)	14～15時	西成区民センター（会議室2-1） 西成区岸里1-1-50
12			東淀川区民会館（会議室1） 東淀川区東淡路1-4-53				平野区民センター（第3・4会議室） 平野区長吉出戸5-3-58

1: 8/27の東住吉区会場については、同区役所3階区民ホールで開催される東住吉区高校進学相談会（13時～16時）と同日開催となります。

2: 9/2の住吉区会場については、同区民センター大ホール・小ホールで開催される住吉区高校合同説明会（10時～14時）と同日開催となります。

3: 9/2の港区会場については、同区民センターで開催される港区5中学校合同高校説明会（10時～14時30分）と同日開催となります。

4: 9/30の平野区会場については、同区民センターで開催される公立高等学校合同進学説明会（10時～14時）と同日開催となります。

奨学金等制度についての問合せ先

大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター
事務管理担当（奨学費・進路支援グループ）

電話 06-6575-4646

FAX 06-6575-5280

電話相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30

個別専門相談 月～金 9:30～12:00、13:00～17:00

（個別専門相談は予約制です）

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2-1-1100 オーク1番街11階

交通アクセス

・地下鉄中央線 弁天町 下車

西改札、2・A出口（連絡通路で2階へ直結）

・JR大阪環状線 <弁天町>下車

北口改札（連絡通路で2階へ直結）

南口改札（地下道を通り1階入口前）

高等学校等へ進学のための主な奨学金等制度(概要)

1 大阪市奨学費・大阪府「奨学のための給付金」(給付型)

名称及び問合先	資格	給付額等																						
大阪市奨学費 ・大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 (奨学費・進路支援グループ) 電話(06)6575 - 4649 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000308343.html	経済的理由のために、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く。)への修学が困難な生徒で、毎年7月1日現在、以下のすべての要件を満たしていること 高等学校等に在学する生徒 本市の区域内に住所を有する生徒 市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く)に属する生徒、または児童養護施設入所者及び里親に委託されている生徒 学業が優良で、生活の全般を通じて行きの善良な生徒	奨学費支給上限額(年額) <table border="1"> <tr> <td>第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)</td><td>107,000円</td></tr> <tr> <td>上記以外の生徒</td><td>72,000円</td></tr> </table> 大阪府高等学校等奨学のための給付金の支給要件を満たす場合、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。 大阪府以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整を行います。 申請方法 在学する学校を通じての申請となります。 募集時期については、大阪市教育委員会ホームページ等で別途掲載します。 請求に際しては、領収書等の原本が必要となります。	第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)	107,000円	上記以外の生徒	72,000円																		
第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)	107,000円																							
上記以外の生徒	72,000円																							
大阪府国公立高等学校等「奨学のための給付金」 ・在学(進学)する学校の事務室または、 ・府民お問合せセンター ピピっとライン 電話(06)6910 - 8001 または、 ・大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当 電話(06)6941 - 0351(代表) 支給決定された場合は、保護者等の指定口座に12月末までに振込を行います。 ただし、生徒が在学する学校の徴収金に未納又は未収分がある場合は、給付金を充当して相殺します。	每年7月1日時点において、次の要件を、すべて満たしていること 保護者等(親権者全員)の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること <国公立> 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること <私立> 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(平成30年3月1日までに復学した場合は対象) <共通> 大阪府外の高等学校等も対象 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること (平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む)	1 生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒 <table border="1"> <tr> <td>国公立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>32,300円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>52,600円</td></tr> </table> 2 市町村民税所得割非課税世帯の生徒で3に該当しない場合 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>75,800円</td></tr> <tr> <td>通信制</td><td>36,500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td><td>全日制・定時制</td><td>84,000円</td></tr> <tr> <td>通信制</td><td>38,100円</td></tr> </table> 3 市町村民税所得割非課税世帯の生徒で、次のいずれかに該当する場合 (a)生徒と同じ世帯に扶養されている兄・姉が高等学校等に在学する場合 (b)生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が次の条件を満たす場合 15歳以上23歳未満であること 中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していないこと <table border="1"> <tr> <td>国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>129,700円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>全日制・定時制</td><td>138,000円</td></tr> </table> * 通信制は、2と同額	国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円	私立	全日制・定時制・通信制	52,600円	国公立	全日制・定時制	75,800円	通信制	36,500円	私立	全日制・定時制	84,000円	通信制	38,100円	国公立	全日制・定時制	129,700円	私立	全日制・定時制	138,000円
国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円																						
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円																						
国公立	全日制・定時制	75,800円																						
	通信制	36,500円																						
私立	全日制・定時制	84,000円																						
	通信制	38,100円																						
国公立	全日制・定時制	129,700円																						
私立	全日制・定時制	138,000円																						
大阪府私立高等学校等「奨学のための給付金」 ・府民お問合せセンター ピピっとライン 電話(06)6910 - 8001	記載の内容は平成29年度に実施しているものです。平成30年度の内容は、変更になる場合があります。	1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除く) 2 年齢及び扶養の状況は、申請年度の7月1日時点で判断します																						

2 大阪府育英会(貸与型)

名称及び問合先	資格	貸与額等
大阪府育英会奨学金貸付 ・公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課 電話(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp 右記は、平成29年4月1日時点の制度を紹介しています。 今後、変更になる場合があります。	保護者が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望し、又は在籍する生徒 [所得基準] 奨学資金 ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす 800万円未満) ・私立のみ 市町村民税所得割額 251,100円以上347,100円未満 (同800万円程度~1,000万円程度) 入学時増額奨学資金 ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 154,500円未満(同590万円未満) 年収めやすは、父母、子ども2人(高校生1人と中学生1人)の4人世帯の場合の一例です。	○奨学資金(無利子) 貸付限度額 ・国公立・私立とも 授業料実質負担額() + その他教育費10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は10万円) 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額 ・私立のみ 24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額) ○入学時増額奨学資金(無利子) 貸付限度額 ・国公立 5万円以内 ・私立 25万円以内 申請時期 ・予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金とも) 中学3年の9月上旬頃~で各中学校が定める期間 ・在学募集(奨学資金のみ) 4月中旬~5月上旬頃で各高校等が定める期間

3 その他の奨学金等 貸付制度(主なもの)

名称 及び 問合先	資 格	貸 与 額 等
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762 - 9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/index.html <u>詳細や問合せは社会福祉協議会事務局へ</u>	大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) 他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (大阪府育英会等の貸付制度を優先して活用するが、すぐに活用できない場合の「つなぎ」として貸付を行います。)	○教育支援費(月額)(無利子) 高校 35,000円以内 専修学校(高等課程) 35,000円以内 高専 60,000円以内 ○就学支度費(無利子) 500,000円以内 入学年度の4月末までに申込む必要があります。 事前相談が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 大阪市こども青少年局 こども家庭課 電話(06)6208 - 8034 http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000068640.html <u>詳細や問合せは各区保健福祉センターへ</u>	ひとり親家庭の母又は父、寡婦及びその扶養する子、父母のいない20歳未満の子 連帯保証人 大阪市または大阪市近郊に6ヶ月以上居住し、独立した生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること。(詳しくはご相談ください。) 入学金等を納付済の場合は、貸付対象とはならないので、ご注意ください。 日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金等との併給は原則としてできません。	○修学資金(月額)(無利子)自宅通学、一般分 高校 27,000(45,000)円以内 高専(1~3年) 31,500(48,000)円以内 " (4,5年) 67,500(79,500)円以内 ○就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 高校 150,000(410,000)円以内 高専 370,000(580,000)円以内 金額は国公立、()内は私立 大阪府育英会等との併用については、上限月額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。 必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 事前相談が必要
交通遺児育英奨学金 公益財団法人 交通遺児育英会 フリーダイヤル 0120 - 521286 http://www.kotsuiji.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生 (申込時25歳までの人) [家計基準] 高校・高専の場合 保護者と子ども2人の3人世帯の収入・所得の目安は、世帯収入が780万円以下の方(給与以外の所得の方は360万円以下)	○奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ○入学一時金(無利子、1年生のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万、40万、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(03)3221 - 0888 http://www.ashinaga.org/	保護者等が、病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、著しく後遺障害(1~3級)で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生	○奨学金(月額)(無利子) 高校・高専 国公立 25,000円 私立 30,000円 ○私立高校入学一時金(無利子、予約採用者に限る) 300,000円
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 https://www.jfc.go.jp/	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 紿与所得者(事業所得者) 1人 790万円(590万円) 2人 890万円(680万円) 3人 990万円(770万円) 4人以上... コールセンターにお問い合わせください。	○生徒1名につき 350万円以内 ○貸付利率 年1.81% (平成29年4月現在) ○返済期間 15年以内(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収200万円(所得122万円)以内の方については18年以内) 融資にあたっては審査があります。
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 (一財)大阪府地域支援人権金融公社 http://www.hf-osaka.jp/	高校等に進学を予定している生徒・保護者で、市町村等の進路相談窓口の推薦を受けた方 大阪府育英会の入学時増額奨学資金の採用候補者で、貸付時期までのつなぎ資金について、他の貸付制度を利用することができない方 連帯保証人が必要	○高校等 60万円以内 ○貸付利率 年1.81%(平成29年4月現在) 日本政策金融公庫の利率に準ずる。 融資にあたっては審査があります。
	<u>直接の申し込みはできません 下記の相談窓口にお問い合わせください。</u> ○大阪市学校経営管理センター事務管理担当(奨学費・進路支援G) 電話(06)6575 - 4646 大阪市外の居住者は、お住まいの市町村等の相談窓口へお問い合わせください。	

大阪市教育委員会

奨学金等制度のホームページは、

大阪市:トップページ
もしくは、サイト内検索



くらし



教育

高校

主な奨学金等制度の概要について から

奨学金

検索

でご覧いただけます。

公立高等学校等の「就学支援金」について

就学支援金制度の内容

高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）は、次の要件にあてはまる生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。貸与型の奨学金とは違い、返済の必要がありません。新入生は4月と7月の2回の手続きが必要です。なお、7月の手続きは毎年必要です。

申請されなかった場合や資格要件に該当しない場合には、授業料を負担いただくことが必要です。授業料の額は、全日制で月額9,900円（年額118,800円）、定時制で月額2,700円（年額32,400円）、通信制で1単位あたり年額330円になります。

詳細については、入学説明会等で確認してください。

【資格要件】

生徒が日本国内に住所を有していること

保護者等の市町村民税所得割額が304,200円未満であること（今後、変更されることがあります。）

・年収で910万円程度までとなります、扶養などの条件によって変わります。

・父母ともに所得がある場合は、市町村民税所得割額の合計額で判定します。

・4月は前年度分の課税決定、7月は当年度分の課税決定で判定します。

高等学校等を卒業（修了）していないこと

高等学校等に在学した期間が通算で36ヶ月を超えていないこと

・定時制又は通信制課程の場合は、48ヶ月です。国立、公立、私立を問いません。

生徒が在学する学校の定めた期日までに申請書類と課税証明書等を学校へ提出すること

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について（私立）

授業料無償化制度の内容（平成28年度以降の制度概要）

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となる支援をしています。

【支給対象となる生徒等の必要な条件】

<就学支援金（国制度）>

・生徒が日本国内に住所を有し、私立高校等に在学していること

・保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること

<授業料支援補助金（府制度）>

・生徒及び保護者（親権者全員）が大阪府内に住所を有していること

・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること

・就学支援金を受給していること

・保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること

【申 請】就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、全て在学している私立高校等で行います。

【支 給】大阪府から私立高校等へ振り込みます。

【注 意】就学支援金、授業料支援補助金の支給対象となる場合であっても、支給前に納期が到来する授業料は、一旦、納付する必要があります。

就学支援金・授業料支援補助金の所得基準と支給額（例）

（ア）全日制高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専修学校等の場合

【授業料が年額65万円の学校の場合】〔2段書きの上段（ ）は、私立高校等に3人以上通わせている世帯の場合〕

市町村民税所得割額 (親権者合算)	年収めやす	就学支援金(国)	支援補助金(府)	学校の負担	合計	保護者の負担
0円・生活保護・非課税	250万円未満	297,000円	283,000円	70,000円	650,000円	0円
51,300円未満	350万円未満	237,600円	342,400円			
154,500円未満	590万円未満	178,200円	401,800円			
251,100円未満	800万円未満	(361,200円) 261,200円	118,800円			
304,200円未満	910万円未満	(261,200円) 0円	0円	(380,000円) 118,800円	(100,000円) 200,000円	
304,200円以上	910万円以上	0円		0円	531,200円	

府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯であれば、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯についても支援対象となります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り、特例的に人数に含めます。

（イ）通信制（単位制）高等学校の場合

【授業料が1単位あたり12,000円の学校の場合】

市町村民税所得割額 (親権者合算)	年収めやす	就学支援金(国) (1単位あたり)	支援補助金(府) (1単位あたり)	学校の負担 (1単位あたり)	合計 (1単位あたり)	保護者の負担 (1単位あたり)
0円・生活保護・非課税	250万円未満	12,000円	0円	0円	12,000円	0円
51,300円未満	350万円未満	9,624円	408円	1,968円		
154,500円未満	590万円未満	7,218円	2,814円			
304,200円未満	910万円未満	4,812円	0円	0円	4,812円	7,188円
304,200円以上	910万円以上	0円	0円	0円	0円	12,000円

年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

詳細については、【公立高校】在学（進学）する学校の事務室

または 大阪府教育庁施設財務課就学支援金担当 電話 06-6941-0351（代表）

【私立高校】府民お問合せセンター（ピピっとライン）電話 06-6910-8001